(吉田学区)

要望事項 (優先順位 2)

東一条通の交通安全対策について

要旨

1 鞠小路以東

東一条通は、歩道が狭いうえに自転車が歩道上を頻繁に走行し、歩行者にとって非常に危険な状況にあります。特に、第四錦林小学校の児童や要配慮者にとっては通行への不安があります。過去には接触事故も起きており、関係機関との連携により、道路上に自転車専用通行帯(自転車レーン)の設置をしていただくよう要望します。

2 鞠小路以西

歩道の幅が少し広くなる鞠小路以西につきましては、通学路であることを考慮し、進行方向を示す矢印を示した自転車レーンを歩道上に設けることを要望します。

3 東大路以東

東一条通(東大路以東)は京都大学の学生の自転車が歩道,車道をかまわず頻繁に走行しており,特に朝の通学時間帯及び昼前後は学生の自転車通行量が大変多いため,地域の小学生や高齢者の安全を確保することが大きな課題です。これまで関係機関による指導が行われているところですが,大きな成果が認められるとは言い難い状況です。

鞠小路通りより吉田神社鳥居に至る東一条通りの南北両側の歩道上については、自転車全面通行禁止処置が実現したところですが、ルールが守られているとは言い難い状況です。

歩行者の安全を確保するため、車道上に自転車レーンを設置すること、及び、引き続き関係機関と協力し、学生の交通ルールの遵守、マナーの向上を図っていただくよう要望します。

回答

(建設局)

自転車は車道走行が原則であり、自転車と歩行者の事故が増えているという昨今の 状況から、本市としても、自転車が歩道を走らないような整備を行う必要があると考 えております。

ご要望のあった東一条通については,近辺に複数の学校があり,かつ学童の通学路にもなっている路線であります。そのため,以下のとおり京都府警と協議を行い,検討を進めております。

- 1 鞠小路~東大路通間の東一条通の車道幅員では、自転車が専用に走行することができる自転車専用通行帯(自転車レーン)の設置に必要な幅員1.5mの確保が困難であるため、車道の左側に自転車が走行する位置を明示した自転車走行推奨帯(矢印及び自転車マーク)を設置する。
- 2 鞠小路通以西 (川端通~鞠小路通間) の東一条通の車道幅員は広く, 幅員 1. 5 mの確保が可能であるため, 自転車専用通行帯(自転車レーン) を設置する。
- 3 東大路通以東(東大路通~吉田神社)は、上記1と同じく車道幅員が狭く、自 転車専用通行帯(自転車レーン)の設置が困難であるため、自転車走行推奨帯 (矢印及び自転車マーク)を設置する。

また、自転車利用者の交通ルールや運転マナーの遵守についても、近年大きな課題となっております。本市は学生の自転車利用者が多いため、毎年4月の入学時期には、市内各大学における自転車の放置防止やルール・マナーの啓発パンフレットの配布や、学生向けフリーペーパーでの啓発を行っております。

本年3月に策定した「京都・新自転車計画」においても、ルール・マナーの「みえる化」を大きな柱の1つとしており、この計画に基づき、引き続き子どもからお年寄りまで自転車の安全利用について知る・学ぶ機会を広く提供していきます。

また,京都府警をはじめとする関係機関との連携のもと,ルール・マナーの周知徹底を図り,歩行者優先のまちづくりを進めていきます。

(川端警察署)

1 鞠小路以東

普通自転車専用通行帯(自転車レーン)の設置については、現在の車道幅員では 十分な車線の確保が難しく実施できないことから、代替措置として、車道に自転車 の通行部分を明確にする法定外の路面標示を設け、自転車利用者を車道に誘導する 方針で、関係機関(京都市建設局)と協議しております。

2 鞠小路以西

普通自転車専用通行帯は、法律上、歩道には設置できません。また、東一条通の 歩道は、歩行者の安全確保を最優先に考え、一部区間の自転車も通行できるとする 交通規制を解除し、全区間において自転車の車道走行を進めております。このた め、鞠小路以西の区間においては、普通自転車専用通行帯を車道に設置する方針 で、関係機関と協議しております。

3 東大路以東

普通自転車専用通行帯の設置については、現在の車道幅員では十分な車線の確保が難しく実施できないことから、代替措置として、車道に自転車の通行部分を明確にする法定外の路面標示を設け、自転車利用者を車道に誘導する方針で、関係機関と協議しております。

京都大学の学生に対する自転車利用の交通ルールの遵守・マナーの向上に向けた指導・啓発活動につきましては、今後も関係機関等と連携して実施してまいります。

(京都大学)

学生の自転車走行に対する法令遵守及びマナー向上に向けて,警察,地域住民と本学の教職員が協力し,街頭での啓発活動を継続的に実施しております。

また,新入生を対象とした初年次教育プログラムにおいて,自転車走行マナー等に関するガイダンスを行うとともに,全学生に対し,自転車走行時の法令遵守の重要性について文書による注意喚起を定期的に実施し、更に,東一条交差点付近に自転車マナー向上に関する立て看板を設置するなど,学生の交通ルールの遵守、マナー向上に努めております。

今後も引き続き、歩行者の安全確保に向け取り組んでまいります。

(左京区役所)

区役所では、これまで地域の交通安全ボランティア及び京都府警と協力し、自転車マナー等の交通安全についての啓発活動を実施してきました。今後も引き続き、関係機関と連携し、啓発活動を実施し、交通ルールの遵守、マナーの向上を図ってまいります。